民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

（職権の委任）

第７条

２　法第７条第４項及び第５項の権限並びに法第８条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑵　空港法第39条第２項の権限

４　（略）

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第39条　（略）

第４号様式（第６条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
第13条の規定により適用する
空港法第39条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第13条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第１項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第２項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第３項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第４項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第２項第２号中「次条第３項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第26条第２項第２号及び第５項中「指定空港機能施設事業者」とあり、同法第39条第１項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第２項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第12条第４項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第40条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第39条　（略）

第44条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

⑸　第39条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律施行規則抜粋

（職権の委任）

第７条

２　法第７条第４項及び第５項の権限並びに法第８条第２項において準用する空港法に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方航空局長も行うことができる。

⑵　空港法第32条第２項の権限

４　（略）

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条　（略）

第４号様式（第６条関係）

（表）

（略）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律
第13条の規定により適用する
空港法第32条第３項の規定による検査員証

（略）

（裏）

民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律抜粋

（空港法の特例等）

第13条　地方管理空港運営権者が地方管理空港特定運営事業を実施する場合における空港法の規定の適用については、同法第12条第１項中「空港管理者」とあるのは「民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成25年法律第67号）第11条第２項に規定する地方管理空港運営権者（以下「地方管理空港運営権者」という。）」と、同条第３項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）」とあり、同条第４項及び同法第13条中「空港管理者」とあり、同法第14条第２項第２号中「次条第３項に規定する指定空港機能施設事業者」とあり、同法第32条第１項中「空港管理者（国土交通大臣を除く。次項及び次条において同じ。）及び指定空港機能施設事業者」とあり、並びに同条第２項中「空港管理者及び指定空港機能施設事業者」とあるのは「地方管理空港運営権者」と、同法第12条第４項中「空港供用規程（地方管理空港に係るものを除く。）」とあるのは「空港供用規程」と、同法第33条中「空港管理者、指定空港機能施設事業者」とあるのは「空港管理者（国土交通大臣を除く。）、地方管理空港運営権者」とする。

空港法抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第32条　（略）

第37条　次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

⑸　第32条第２項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述せず、若しくは虚偽の陳述をした者